

令和 8 年 6 月 1 5 日

○条例

小田原市職員等の旅費に関する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員等の旅費に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 2 号

小田原市職員等の旅費に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 旅費の種目及び内容

第 1 節 通則（第 7 条）

第 2 節 交通費（第 8 条～第 1 1 条）

第 3 節 宿泊費等（第 1 2 条～第 1 4 条）

第 4 節 転居費等（第 1 5 条～第 1 7 条）

第 5 節 その他の種目（第 1 8 条・第 1 9 条）

第 3 章 雑則（第 2 0 条～第 2 8 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 市が地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 1 項に規定する職員（第 2 7 条前段を除き、以下同じ。）及び職員以外の者（同法第 2 0 3 条の 2 第 1 項に規定する職員を除く。）に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長、教育長及び病院事業管理者をいう。
- (2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (4) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (5) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行すること（いずれも任命権者が認めるものに限る。）をいう。
- (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族
- (4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又

は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から 3 月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は規則で定める外国旅行中に死亡した場合 当該職員

3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号若しくは第 29 条第 1 項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する場合を除くほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第 3 項の規定により出張命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（出張命令）

第 4 条 前条第 1 項の規定に該当する旅行は、任命権者の発する出張命令によって行われなければならない。

2 任命権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、

出張命令を発することができる。

- 3 任命権者は、既に発した出張命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(出張命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による出張命令の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに任命権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、次章に規定する旅費の種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項

に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。第 11 条において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金 (市長等が利用する場合その他規則で定める場合に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

(船賃)

第 9 条 船賃は、船舶 (海上運送法 (昭和 24 年法律第 187 号) 第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第 11 条において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金 (市長等が利用する場合その他規則で定める場合に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

(航空賃)

第 10 条 航空賃は、航空機 (航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) 第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次条において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の

合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用（実費を算定することができるものに限る。）

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の職務の級が10級以下の者の欄（市長等にあつては、同表の指定職職員等の欄）に定める額に相当する額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基

準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 1 4 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令第 1 4 条の規定の例により算定した額とする。

第 4 節 転居費等

(転居費)

第 1 5 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 1 7 条第 1 項第 1 号ア若しくはイ又は同項第 2 号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定した額とする。

(着後滞在費)

第 1 6 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては 5 夜分を、外国旅行にあつては 1 0 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 1 7 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合 家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿

泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合 前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合 アの規定に準じて算定した額

2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

（渡航雑費）

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第19条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に掲げる場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に定める額に相当する額とする。

第3章 雑則

（退職者等の旅費）

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加

えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第23条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、請求又は精算に必要な資料を任命権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 任命権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が

旅費の精算をしなかった場合又は過払金を返納しなかった場合には、任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

- 5 第1項に規定する請求に必要な資料の種類及び前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同項の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し同項の規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 任命権者は、旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項の給与の種類は、規則で定める。

(旅費の例による費用弁償)

第27条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が公務のため旅行する

場合には、当該職員に対し、旅費に相当する費用弁償を支給するものとする。この場合において、その額及び支給方法は、職員に対する旅費の支給の例による。

(委任)

第 28 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(小田原市職員の旅費に関する条例の廃止)

- 2 小田原市職員の旅費に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に出発した旅行に係る旅費の支給については、なお従前の例による。

- 4 第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 5 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 44 年小田原市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「小田原市職員の旅費に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 7 号）」を「小田原市職員等の旅費に関する条例（令和 8 年小田原市条例第 22 号）」に改める。

(小田原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 6 小田原市証人等の実費弁償に関する条例（昭和 34 年小田原市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表中「車賃」を「その他の交通費」に、「小田原市職員の旅費に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 7 号）」を「小田原市職員等の旅費に関する条例（令和 8 年小田原市条例第 22 号）」に改め、「（市内出張旅費に関する規定を除く。）」を削る。

(小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 7 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年小田原市

条例第41号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「小田原市職員の旅費に関する条例（昭和37年小田原市条例第7号）」を「小田原市職員等の旅費に関する条例（令和8年小田原市条例第22号）」に改める。

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 3 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年小田原市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項を削る。

別表第 2 の 2 の項中「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を削り、同表の 4 の項を削り、同表の 5 の項を同表の 4 の項とし、同表の 6 の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」を加え、同項を同表の 5 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 4 号

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 6 3 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「小田原市職員の旅費に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 7 号）」を「小田原市職員等の旅費に関する条例（令和 8 年小田原市条例第 2 2 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 5 号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「者」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。第 6 条第 6 号において同じ。）」を加え、「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

第 6 条の見出し中「登録事項」を「登録事項等」に改め、同条第 6 号中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 印鑑登録原票は、規則で定める方法により管理するものとし、磁気ディスク（これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第 1 8 条において同じ。）をもって調製するものとする。この場合において、市長は、可視台帳（印鑑登録原票と別に印影を紙に押下して作成した台帳をいう。同条において同じ。）を作成し、及び保管することができる。

第 6 条の 2 を削る。

第 7 条中「前 2 条」を「前条」に改める。

第 1 1 条中「第 6 条各号」を「第 6 条第 1 項各号」に改める。

第 1 6 条第 2 項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち）」に、「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

第 1 8 条中「（印鑑登録原票）」を「（可視台帳）」に、「第 6 条第 3 号から」を「第 6 条第 1 項第 3 号から」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 6 号

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 8 年小田原市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 号イ中「生活保護法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を加え、同条を第 5 条とする。

第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条を削る。

第 1 0 条中「別表第 2 の 5 の項」を「別表第 2 の 4 の項」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 1 条中「別表第 2 の 6 の項」を「別表第 2 の 5 の項」に改め、同条第 1 号中「障害者総合支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下この条において「障害者総合支援法」という。）」に改め、同条を第 9 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 7 号

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則（昭和 5 4 年小田原市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（印鑑登録原票の管理）

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める方法は、同条第 1 項に規定する登録事項を一体的に管理する方法とする。この場合において、可視台帳を作成するときは、印鑑登録原票及び可視台帳で同項第 1 号の登録番号を共有することにより管理するものとする。

第 1 4 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該保存期間を延長し、又は短縮することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。